

令和8年度応急危険度判定士認定申請のご案内

（制度改正に伴う講習・申請手続きについて）

平成7年の阪神・淡路大震災において我が国で初めて実施された応急危険度判定は、平成28年の熊本地震においても、道内判定士を含む約6,800人により約57,000棟の建築物について判定が行われました。

また、平成30年の北海道胆振東部地震においては、道内判定士が9月7日から9月12日まで延べ108名参加し、応急危険度判定に従事しました。

平成8年3月にスタートした北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度は、これまで多くの方々にご協力いただき、道内の判定体制を支えていただいております。

新規に認定を希望される方は講習会の受講が必要ですですが、**令和7年10月の認定制度改正**により、**現地集合開催またはWeb講習**のいずれかを選択できるようになりました。一方、**更新対象者の講習受講は免除**となり、**申請書の提出のみで更新手続きが可能**です。また、従来必要だった**認定証用写真の添付は不要**となりました。

なお、昨年度からは、新規・更新いずれの場合も申請書を郵送・持参に加え、**メールによる提出も可能**となりました。本案内では、制度改正後の認定手続きについて、新規および更新それぞれの方法をお知らせいたします。

1 講習会のご案内（新規認定対象者向け）

新規に応急危険度判定士の認定を希望される方は、講習会の受講が必要です。
昨年度から、札幌会場での**現地集合講習**または**Web講習**のいずれかを選択して受講いただけるようになりました。
なお本講習会は、建築士会継続能力開発(CPD)制度の認定講習会となっております。

項目	内容	
主催	北海道、（一社）北海道建築士会	
受講料	無料	
受講資格	道内在住の下記資格をお持ちの方 ・建築士（一級・二級・木造） ・建築基準適合判定資格登録者 ・特定建築物調査員 ・建築施工管理技士（一級・二級）※技士補も可 ・官公庁の建築技術職員で建築行政等の実務経験者等 ※実務経験5年以上 ※建築行政等の内容は、「建築基準法に係る確認審査、完了検査、監察事務、住宅・建築物の基本計画、設計・積算、工事監理、工事検査など」となります。	
受講申込書	現地集合講習 ・応急危険度判定士認定講習会受講申込書（第2-1号様式） ・受講申込書は、道ホームページ及び（一社）北海道建築士会ホームページでダウンロード可能です。	Web講習 ・受講申込不要（Web講習は随時、道ホームページで受講可能）
受講申込書提出期日	【11月17日開催】：令和8年11月6日（金）まで	—
受講申込書提出方法	・（一社）北海道建築士会本部あてにメールまたは郵送、持参してください。 ・（一社）北海道建築士会の各支部での受講申込は受付はいたしません。	—
申込先	一般社団法人北海道建築士会 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6F TEL：011-251-6076 Mail：oq@h-ab.com	—
申込受理通知	・受講申込書受理後、（一社）北海道建築士会より受理通知をメールまたは郵送で行います。（受講地、受講番号、受講日を連絡） ※申込書にメールアドレスを記載した方は、原則メールで通知します。 ※受理通知の「受講地」「受講番号」「受講日」については、認定申請の際に必要となりますので、保管願います。	—
注意事項	・認定の更新等に関する連絡はメールで行いますので、申込書等のメールアドレス欄は必ずご記入ください。	—

●現地集合講習

開催地	開催日時	会場名	住所	定員
札幌市	令和8年11月17日(火) 13:30～15:30	北海道自治労会館 4F 第4会議室	札幌市北区北6条西7丁目5-3	48人

●Web講習

項目	内容
受講方法	道ホームページ「応急危険度判定士の認定制度について」内のWeb講習をご確認ください。 (Web検索「北海道 応急危険度判定士」)

●申込書等ダウンロード先



（道ホームページへ移動）



（北海道建築士会ホームページへ移動）

2 認定申請について

(1) 新規認定対象者（認定講習会の受講が必要です。）

項目	内容
申請時期	認定講習会受講後申請可能（現地集合講習またはWeb講習）
申請書の受付	・認定講習会（現地集合講習）では、当日申請が可能です。講習開始前に受付を行いますので、下記の関係書類をご提出ください。 ・後日申請の方は、（一社）北海道建築士会本部あてにメールまたは郵送、持参してください。
申請書類	1. 応急危険度判定士認定申請書（第1号様式） 2. 資格を証明するもの（資格区分に応じて次のいずれか） （ア）建築士の方：建築士免許の写し1部 （イ）建築基準適合判定資格登録者の方：建築基準適合判定資格登録証の写し1部 （ウ）特定建築物調査員の方：資格者証の写し1部 （エ）建築施工管理技士の方（技士補も含む）：合格証明書の写し1部 （オ）官公庁の建築技術職員で建築行政等の実務経験者等：実務経験証明書（第13号様式） ※実務経験年数は5年以上必要です。 3. 応急危険度判定士登録者カード（第14号様式） ※申請書様式は、道ホームページ（応急危険度判定士の認定制度についてのページ）及び（一社）北海道建築士会ホームページからダウンロードできます。
メール申請	・上記申請書類をメールで提出する際は、必要事項を記載したうえで、PDFに変換せずに元のファイル形式（Word等）でそのまま添付してください。 ・資格を証明する書類は、PDF形式のデータでご提出ください。
認定証送付	認定証は普通郵便で送付します。

(2) 更新対象者（認定講習会の受講は不要です。）

項目	内容
申請時期	随時（下記の申請書類を提出することで、更新認定の申請が可能です。）
申請書の受付	（一社）北海道建築士会本部あてにメールまたは郵送、持参してください。
申請書類	1. 応急危険度判定士認定更新（再認定）申請書（第4号様式） 2. 応急危険度判定士登録者カード（第14号様式） ※旧認定証の返納は不要です。新しい認定証が届いたら、旧認定証を破棄してください。 ※申請書様式は、道ホームページ（応急危険度判定士の認定制度についてのページ）及び（一社）北海道建築士会ホームページからダウンロードできます。
メール申請	上記申請書類をメールで提出する際は、必要事項を記載したうえで、PDFに変換せずに元のファイル形式（Word等）でそのまま添付してください。
認定証の有効期限が切れていた場合の申請方法	更新認定申請は有効期間満了年度に行いますが、有効期限が切れている場合は「再認定申請」が可能です。再認定申請も、更新認定申請と同じ書類を提出することで手続きできます。
認定証送付	・認定証は普通郵便で送付します。 ・新しい認定証が届いたら、旧認定証を破棄してください。

3 認定申請書等提出先（※認定申請などについて不明な点がございましたら、こちらまでご連絡ください。）

一般社団法人北海道建築士会
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6F
TEL：011-251-6076 Mail：oq@h-ab.com

4 北海道の応急危険度判定担当部局

北海道建設部住宅局建築指導課建築安全係
TEL：011-204-5097